

ハーモニープラザワークスペース利用規定

ハーモニープラザワークスペース利用規定（以下「本規定」という。）は、ハーモニープラザ（場所・1階サテライトオフィス）に設置するワークスペース（以下「本施設」という。）の利用について定めるものです。利用者の皆様は本規定をご確認のうえ、ご利用ください。（本施設の利用者は、本施設の利用をもって本規定に同意したものとみなします。）

（目的）

第1条 本施設は、地域関係者の諸活動の活性化や新たな働き方の創出、移住・定住等の促進などを目的に運営します。

（管理者）

第2条 設備・備品を含む本施設の管理者は清水町商工会です。

（設備・備品）

第3条 本施設の利用に際して、使用できる設備や備品は別表に定めるとおりとします。

（利用料金）

第4条 本施設の利用に際して、使用する設備や備品の利用料は無料とします。

（ブース及び備品の利用申出）

第5条 本施設内のブース及び特定備品（PCモニター・電気ストーブ）の利用希望者は、管理者へ利用の申出をしなければなりません。なお、利用の申出は1カ月前から可能です。

（申出方法）

第6条 前条の利用の申出にあたっては、管理者（上川郡清水町本通1丁目ハーモニープラザ2階・清水町商工会・電話 0156-62-2208）へ次の書類を提出しなければなりません。

（1）ハーモニープラザワークスペース内ブース及び備品利用申出書（別紙）

（2）本人確認書類（住所・氏名・生年月日がわかるもの）

※複数人利用及び法人、団体利用の場合は利用代表者の本人確認書類

（ブース及び備品の利用時間）

第7条 本施設のブース及び特定備品（PCモニター・電気ストーブ）の利用時間は1日4時間以内とします。ただし、特別な理由があり管理者が認める場合は4時間を超えて利用することができます。

(利用の不可)

第 8 条 本施設において、販売行為及び役務の提供をすることはできません。

(禁止事項)

第 9 条 利用者は本施設の利用に関し、次の各号の行為を行ってははいけません。

- (1) 周囲の対する迷惑・有害・暴力等を行う行為
- (2) 設備の破損・破壊・盗難等を行う行為
- (3) 風俗、アダルトに関する情報、未成年者や青少年に有害な情報、反社会的、暴力的、猥褻的な情報を発信する行為、又は公序良俗に反すると判断される情報を発信する行為
- (4) 第三者の運営するコンピューター等に支障を与える行為、又はその恐れのある行為
- (5) 本施設の運営を妨害する、又はその恐れのある行為
- (6) その他、不適切と判断される行為

2 前項各号のいずれかに該当する違反があった場合は、管理者等が損害にかかる損害賠償を請求する場合があります。

(違反行為の場合)

第 10 条 利用者に前条第 1 項に規定する違反があった場合、利用不可とし、その後の利用の申出もできません。

(貴重品の管理)

第 11 条 本施設利用時の貴重品の管理は利用者の責任において行うものとし、管理者は一切の責任を負いません。

(損害の弁償)

第 12 条 管理者は、利用者が設備・備品を含む本施設を甚だしく汚損し、又は損壊し、若しくは紛失したときは、現品又は相当の代価をもって弁償させることができます。

(個人情報の利用)

第 13 条 本施設の利用に際し知り得た個人情報は、本施設の運営に関するものにのみ利用し、他の目的に利用しません。

(免責事項)

第 14 条 次の各号の事由により利用者が被った損害について、管理者は、その責を負いません。

- (1) 地震、水害等の天変地異や火災、交通機関の乱れ、暴徒又は盗難、IT インフラ等通

信設備機器やその他諸設備機器の不調、損壊又は故障、偶発事故による損害及び情報の混線と流出

(2) 第三者により被った損害

(3) 本施設の造作及び設備等の維持保全のために行う保守作業、修理・変更等に伴い生じた損害

(協議事項)

第 15 条 本規定の解釈に疑義が生じ、又は本規定に定めのない事由が生じたときは、管理者および利用者は、協議の上、解決するものとします。

(利用規定の変更)

第 16 条 本施設の運営上必要な範囲で本規定を変更することがあります。

別表 (第 3 条関係)

ブース、ミーティングテーブル、机、椅子、キャビネット、ロッカー、棚、 PC モニター、電気ストーブ、w e b 回線、Wi-Fi 設備
--

令和 6 年 10 月制定